

平成31年度地域輸出グループ海外展開支援事業実施要領

制定 平成31年4月1日
オールみやざき営業課

地域輸出グループ海外展開支援事業の実施については、この要領により定めるものとする。

1 趣旨

この事業は、宮崎県産加工食品の輸出促進を図るため、県内企業を核として形成される地域輸出グループが海外への販路開拓活動等を行う場合に、その経費の一部を助成することにより、県内企業の輸出促進に向けた取組の拡大を図ることを目的とする。

2 採択基準

補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 輸出グループの組織体制

① 輸出グループ内の役割分担

輸出グループを構成する県内企業の役割分担が明確であり、海外販路開拓に向けた共通の目的意識を有しているか。

② リーディング企業のけん引性

中核となるリーディング企業が輸出グループをまとめ、けん引する体制が備わっているか。

③ 新規に輸出に取り組む企業の開拓性

輸出グループに新規に輸出に取り組む企業がどの程度含まれているか、県内企業の裾野の拡大にどの程度つながるものであるか。

④ 輸出グループの強み

個別に取り組む事業と比較して、グループで事業に取り組む場合の強みが明確であるか。

(2) 事業の優位性・成長性・新規性

① 重要市場への取組

県のグローバル戦略において重要市場と位置づけている東アジア・北米・EUをターゲット国・地域としているか。

② 事業における新規性

既存の取組と異なる斬新なアプローチや戦略が見られるか。

③ 市場ニーズを捉えた事業の成長性・継続性

海外の市場ニーズ（例：海外の規制緩和やトレンド）に適合した中核事業等を有し、継続的な商取引の開拓等につながる内容となっているか。

(3) 事業計画の実現可能性

① 積算根拠の明確性

事業を実施する際に必要となる経費の積算が妥当かつ具体的な内容であるか。

② 国内商社や海外現地企業との連携

事業を実施する際に連携先となる国内商社や海外現地企業が明確で、連携

する内容が具体的に記載されているか。

(4) 人材育成及び地域経済への波及効果

① 海外事業に精通した人材の育成

事業に取り組む担当者が経験・ノウハウを習得し、補助事業完了後もそのノウハウを活かし海外事業に精通した人材としての活躍が見込まれるか。

② 雇用の拡大

海外への販路拡大に伴い、雇用の拡大が期待されるか。

③ 輸出グループ以外の県内企業等への経済的波及効果

輸出グループの海外販路が拡大することにより、生産・流通・販売等輸出グループ以外の県内企業（一次生産者を含む）への経済的波及効果が認められるか。

3 経費

別紙1「補助金の対象経費について」に基づき、適切に区分整理等を行うこと。

4 事業の着手時期及び完了時期

着手時期：交付決定のあった日以降とすること。

完了時期：平成32年3月31日までに完了すること。

5 申請手続

別紙2「補助金交付申請手続について」のとおり。

6 申請書類等の提出期限

交付要綱第6条第2項で定める申請書類等の提出期限は、平成31年5月13日とする。ただし、追加募集をする場合の提出期限は別に定める。

7 他の補助事業との重複（県費負担の事業に限る）

認めない。